

参考資料

内容

参考資料 1 犬の狂犬病について.....	67
参考資料 2 人の狂犬病について.....	79
参考資料 3 咬傷被害者への治療	70
参考資料 4 狂犬病ワクチンについて	72
参考資料 5 狂犬病対策 Q&A.....	74

参考資料 1 犬の狂犬病について

1 犬の狂犬病について

犬の狂犬病の経過は、「前駆期」「興奮期」「麻痺期」の3期に分けられる。

(1) 「前駆期」(一般に2～3日の経過をとる)

- ・性格の変化と行動の異常(挙動不審, 気まぐれ, 過敏, 疑い深い目つき)
- ・恐怖心による興奮と飼い主に対する反抗, 遠吠え
- ・異物を好んで刺激に応じて咬む
- ・被咬傷部位の搔痒
- ・性欲の亢進
- ・早期の一過性発熱
- ・憂鬱
- ・倦怠
- ・瞳孔散大

(2) 「興奮期」(一般に1～7日の経過をとる)

- ・落ち着きがなくなり興奮状態となる(無目的な徘徊, 頻繁に咬む傾向)
- ・異嗜
- ・喉頭筋組織の麻痺によるほえ声の特徴的变化
- ・光や音の突然刺激に対する過敏な反応
- ・流涎及び咽頭筋肉の最終的麻痺による嚥下困難
- ・顔貌の険悪化
- ・筋肉組織の縮攣
- ・角膜乾燥
- ・初回の痙攣発作中に死ななければ麻痺段階に入る

(3) 「麻痺期」(一般に2～3日の経過を取る) : 犬ではこの症状が最も多い

- ・全身の麻痺症状による歩行不能(後躯麻痺)
- ・咀嚼筋の麻痺による下顎下垂と嚥下困難
- ・舌を垂らしながら流涎
- ・むせるような発声音

- ・昏睡状態となり死亡

2 猫の狂犬病について

犬よりも攻撃性がより一般的に認められる以外は、多くの兆候が犬のそれと類似している。

3 狂犬病への感染リスク

狂犬病が疑われた動物

感 染

「潜伏期」：1週間から1年4ヶ月（平均1ヶ月）

*感染から発症するまでの数ヶ月間の潜伏期があり、この期間は咬傷を受けても発症はしない。

*発症の3日前より唾液中へウイルスが排出される。

発 症

「前駆期」：2日から3日の経過

「興奮期」：1日から7日の経過

「麻痺期」：2日から3日の経過

*感染リスクは症状が出る10日くらい前から死亡するまでの2週間程度である。

参考資料2 人の狂犬病について

人の狂犬病の経過は、「潜伏期」「前駆期」「急性神経症状期」「昏睡期」の4期に分けられる。

(1) 「潜伏期」

- ・咬傷を受けた部位，咬傷の程度，衣服の上から咬まれたか素肌を咬まれたか，直ちに傷を洗浄したか否か，その他不明の要因によって左右される。
- ・15日から1年以上とばらつきが大きい。
- ・患者の約60%においては，1～3ヶ月，7～8%が1年以上の潜伏期がある。
- ・最長例は米国移民少女が7年前にラオスで犬による咬傷が原因で発病

(2) 「前駆期」 2日～10日間

- ・発熱や食欲不振など特異的症状
- ・すでに治癒した咬傷部位が再びチクチク痛んだり，咬傷周囲の知覚過敏，かゆみ（知覚過敏や疼痛は求心性に範囲広がり，咬傷を受けた上下肢の痙攣を伴う場合もある。）

(3) 「急性神経症状期」 2日～7日間

- ・間欠的に強い不安感に襲われ，神経的動揺を示す
- ・患者の約半数に咽喉頭筋の痙攣に起因する嚥下障害が認められる。なお，この痙攣は強う痛みを伴うため，発作の原因となる飲水をさける（恐水症）
- ・喉頭の痙攣は顔面に強い風が当たっても誘発されるため風をさけるようになる。（恐風症）
- ・高熱，幻覚，錯乱，麻痺，協同運動失調，ときには意味不明な叫び声をあげる。やがて全身痙攣ついで昏睡に陥る。

(4) 「昏睡期」

- ・「狂躁型」：低血圧，不整脈，呼吸不全やがて呼吸停止・心停止
- ・「麻痺型」：恐水発作や恐風症を示さず，麻痺が主な症状（約20%）
麻痺型はポリオと誤診されることがある。

参考資料3 咬傷被害者への治療

狂犬病は狂犬病ウイルスの感染によって引き起こされる致死的な人畜共通感染症（動物由来感染症）である。

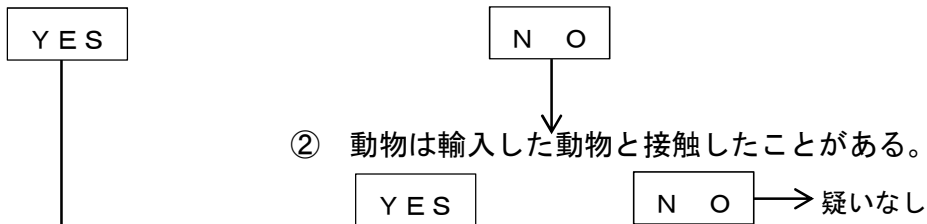
1 特徴

- (1) 有効な治療法がないため、発病すればほぼ100%死亡する
 - (2) 狂犬病患者の大半では潜伏期が1～3ヶ月と長い
 - (3) ほとんど全ての哺乳動物が罹患する
 - (4) 地域によって狂犬病感染源動物が異なる
 - (5) 発病する前に狂犬病ウイルス感染の有無を知る手段がない
- * 現在でも狂犬病ウイルスに有効な薬剤はなく狂犬病に対する特異的治療法はない。
 * 咬まれた後、直ちに狂犬病ワクチン接種を始めて長い潜伏期の間に免疫を獲得させる
 狂犬病暴露後発病予防が有効である。

2 狂犬病ワクチン接種（組織培養狂犬病ワクチン）

動物咬傷の被害者に狂犬病ワクチンを接種する必要の有無は、咬まれた地域や加害動物の種類、咬傷の程度に基づいて判断する。

① 患者は渡航歴があり、海外で動物と接触している。（唾液等の接触を含む。）



③ 患者が接触した動物は、狂犬病予防ワクチンを接種している。



④ 接触した動物の経過観察（海外の場合、動物の転機の確認）が可能か。



- ⑤ 動物の経過観察を確認し、症状の有無により暴露後ワクチン接種を判断
- ・ 接触後10日以内に動物が死亡した場合は直ちに暴露後ワクチンを接種
 - ・ 狂犬病の確定診断を行い陰性であれば暴露後ワクチン接種を中止
 - ・ 14日の経過観察で動物に変化がない場合は暴露後ワクチン接種を中止

◎狂犬病常在地で咬まれた場合

- ① 直ちに傷口を流水と石鹼で十分に洗浄する
- ② 70%エタノールまたはポピドンヨード液で消毒する
- ③ 狂犬病ワクチンを初回接種日を0日とし、0. 3. 7. 14. 30日の5回注射する。場合により90日に6回目の注射を行う
- ④ 必要に応じて狂犬病免疫グロブリン20IU/Kgを出来るだけ傷口に、残れば肩に注射する

※ただし、抗狂犬病免疫グロブリンは国内では承認されておらず入手できない。

◎日本国内で咬まれた場合

日本では昭和32年以降狂犬病の国内発生が報告されておらず、国内で犬や猫に咬まれた場合、通常は狂犬病ワクチンを接種する必要はない。

(咬傷の処置と2次感染予防、破傷風トキソイド・破傷風免疫グロブリンの投与)

*アライグマに咬まれた場合狂犬病ワクチン接種による暴露後発病予防を行うことが望ましい。

(現在、国内では狂犬病の発生がないことから野生動物の咬傷被害について狂犬病に特定した対応の必要性は低いと考えられるが、野生動物の感染症については不明なことが多く、狂犬病の流行を媒介するリスク動物の適切なモニタリングやサーベイランス、自治体での狂犬病発生リスク調査などを今後も積極的に行っていくことが重要である。)

【地域別狂犬病危険動物】

地 域	主 な 狂 犬 病 危 険 動 物 種
ア ジ ア	犬 猫
ア フ リ カ	犬 マングース ジャッカル 猫
ヨ ー ロ ッ パ	キツネ
北 米	コウモリ アライグマ スカンク キツネ
中 南 米	犬 コウモリ コヨーテ 猫

【狂犬病暴露後発病予防治療方針 (WHO: 1992)】

暴 露 分 類	暴 露 さ れ た 動 物 が 狂 犬 病 と 確 定 し た 場 合 , 逃 走 し て 経 過 観 察 が 出 来 な い 場 合	行 う べ き 暴 露 後 発 病 予 防 治 療
第 1 類	<ul style="list-style-type: none"> ・動物をなでたり、餌を与えた ・傷や病変のない皮膚をなめられた 	接種歴が信頼できるものであれば治療は不要
第 2 類	<ul style="list-style-type: none"> ・素肌を軽く咬まれた ・出血のない小さなひっかけ傷またはすり傷 ・傷のある皮膚をなめられた 	ただちに狂犬病ワクチン接種を開始する。10日間の観察期間中加害動物が健康であれば、または加害動物を致死処分とし適切な方法で検査して狂犬病陰性と判断されたならば治療を中止してよい。
第 3 類	<ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ所ないし数カ所の皮膚を破る咬傷またはひっかけ傷 ・唾液による粘膜汚染 	ただちに抗狂犬病免疫グロブリンと狂犬病ワクチンを投与する。10日間の経過観察期間中、加害動物が健康であれば、または加害動物を致死処分として適切な方法で検査して狂犬病陰性と判断されたならば、治療を中止してよい。

参考資料4 狂犬病ワクチンについて

1 狂犬病ワクチンについて

日本では昭和32年以来、50年以上狂犬病の発生はありませんが、世界的に見るといまだに多くの国（特に東南アジア、中南米、アフリカなど）で人の狂犬病の発生が確認されている。狂犬病のウイルスは犬、猫のほかコウモリ、アライグマなどに多く、これら動物に咬まれたり引っかけられたりした場合に感染が成立するので、このような国へ渡航する際には、狂犬病ワクチンの予防接種が必要である。

【主な狂犬病危険動物】

地 域	動物種	地 域	動物種
アジア	犬, 猫	米国・カナダ	コウモリ, アライグマ
アフリカ	犬, 猫, ジャッカール		スカンク, キツネ, 猫
ヨーロッパ	キツネ, 猫	中南米	犬, コウモリ, コヨーテ

*狂犬病フリー国；日本、ルウエー、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、アイルランド

「組織培養不活化狂犬病ワクチン」は、発育鶏卵のニトリ胚初代培養細胞で狂犬病ウイルスを培養し、不活化後濃縮・精製したワクチン。

暴露前免疫；狂犬病常在地への渡航前の予防接種

暴露後免疫；狂犬病動物に咬まれた後の発病予防

2 狂犬病予防接種スケジュール

(1) 予防的接種（暴露前免疫）

1回量を1mlとして、4週間間隔で2回皮下に接種し、さらに6～12ヶ月後に3回目を皮下に接種する。海外旅行等で時間的な余裕がない場合は、2回だけでも接種する。

(2) 受傷後の発病防止（暴露後免疫）

狂犬病発症動物やその疑いがある動物に咬まれたり、唾液等に接触した場合に行う。1回量を1mlとして、その初回接種日を0日とし、以降、3、7、14、30、及び90日の計6回皮下に接種する（国内標準法）。

※予防接種スケジュールについては、条件により異なる場合もある。

3 狂犬病ワクチン接種後の経過について

(1) 予防効果

参考資料4 狂犬病ワクチンについて

3回の接種により高率に免疫を獲得し通常1年から1年6ヶ月の予防効果が期待できる。その後は1年ないし2年に1回の追加接種が望まれる。

(2) ワクチン接種後の再咬傷（WHO基準）

暴露前免疫後：1年以内・・・咬まれた日（0日）に1回

2年以内・・・0日，3日の2回

3年前・・・0日，3日，7日の3回

※ただし，暴露前免疫で抗体上昇を認めた人の場合で，抗体が出来たかどうか不明の場合は通常の6回の接種が必要。

(3) 副作用について

全身症状：一過性ですが，まれに発熱を認めることがある。

局所症状：一過性ですが，発赤，腫脹，疼痛等を認めることがある。

*動物咬傷の被害者に狂犬病ワクチンを接種する必要の有無は，咬まれた地域や加害動物の種類，咬傷の程度に基づいて判断される。

4 狂犬病常在地において咬まれた場合

① 直ちに傷口を流水と石鹼で十分に洗浄する。

② 70%エタノールまたはポピドンヨード液で消毒する。

5 国内及び発生のない国における処置について

必要に応じ傷の処置と二次感染予防を行い，破傷風トキソイドを投与する。

(参考) 予防接種関係情報

ヒト：狂犬病ワクチン接種医療機関の確保については，徳島県保健福祉部健康増進課感染症・疾病対策室及び保健所に問い合わせる。

犬：各市町村，県内獣医科医院及び保健所に問い合わせる。

参考資料5 狂犬病対策 Q&A

問い合わせ内容等	回 答
狂犬病全般	
1 狂犬病はヒトにも感染するのですか？	答) 狂犬病はすべての哺乳類に感染することが知られており、もちろん人も例外ではありません。人も動物も発症するとほぼ100%死亡しますが、人では感染後(感染動物に咬まれた後)にワクチンを連続して接種することにより発症を防ぐことができます。
2 ヒトにはどのように感染するのですか？	答) 主に狂犬病に感染した動物に咬まれ、唾液中に排出されるウイルスが傷口より体内に侵入することにより感染します。
3 どのような動物から感染しますか？	答) 感染動物すべてから感染する可能性があります、中でも、犬が人に対する主な感染動物であり、ご注意ください。
4 狂犬病に感染した犬はどのような症状を示しますか。	答) 狂騒型と麻痺型と言われるタイプがあり、狂騒型では、極度に興奮し攻撃的な行動を示します。また、麻痺型では後半身から前半身に麻痺が拡がり、食物や水が飲み込めなくなります。
5 狂犬病に感染した人はどのような症状を示しますか。	答) 強い不安感、一時的な錯乱、水を見ると首(頸部)の筋肉がけいれんする(恐水症)、冷たい風でも同様にけいれんする(恐風症)、高熱、麻痺、運動失調、全身けいれんが起こります。その後、呼吸障害等の症状を示し、死亡します。
6 狂犬病に感染した人から感染しますか。	答) 通常、狂犬病が人から人に感染することはありません。これまでに臓器移植による感染が認められていますが、非常にまれな事例といえます。なお、輸血により感染したという報告はありません。
7 狂犬病を発症した場合に治療法はありますか。	答) 狂犬病は一旦発症すれば効果的な治療法はなく、ほぼ100%の方が亡くなります。感染動物に咬まれるなど感染した疑いがある場合には、その直後から連続したワクチンを接種(暴露後ワクチン接種)をすることで発症を抑えることができます。
8 暴露後ワクチン接種とはどういうものですか。	答) 狂犬病発生地域で犬などに咬まれて感染した可能性がある場合に、発症を予防するため接種するワクチンのことをいい、出来るだけ早く接種を開始する必要があります。暴露後ワクチンは、初回のワクチン接種日を0日として、3日、7日、14日、30日及び90日の計6回皮下に接種します。

9	<p>狂犬病に感染してから発症するまで、どのくらいの期間がありますか。</p>	<p>答) 狂犬病は感染してから発症するまでの期間(潜伏期)が一般に1ヶ月から3ヶ月、長い場合には感染してから1年から2年後に発症した事例もあります。なお、発症前に感染の有無を診断することが出来ません。</p> <p>答) 咬んだ動物の特定ができ、その動物の予後を観察できる場合、受傷してから2週間以上その動物が狂犬病の症状を示さない場合には、咬まれたときに狂犬病に感染した可能性を否定できます。ご自身の検査により感染しているかどうかを調べることはできません。発症してしまうと治療法はありませんので、流行地で動物に咬まれるなど感染した疑いがある場合には、直ちに暴露後ワクチン接種を開始することをお勧めします。</p>
10	<p>自分が感染しているかどうかはどうやって分かりますか。</p>	<p>答) 飼い犬の係留も義務づけておりますので、まず心配はありませんが、むやみに動物に近寄らないようにお願いします。</p>

ヒトワクチン（狂犬病暴露後ワクチン接種）関係

1	<p>飼い犬等によって咬まれた時のワクチン接種の問い合わせ</p> <p>(1) 狂犬病発生地域（疑い含む）等ワクチン接種必要地区での狂犬病ワクチン未接種犬等（他の動物を含む。）による咬傷事例</p> <p>(2) その他の地区での咬傷事例及び接触事例等</p>	<p>答) 直ちにワクチン接種をお勧めします。</p> <p>医療機関と調整いたしますので咬傷の状況をお聞かせください。</p> <p>⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p> <p>答) 現在、ヒト用ワクチンが不足状態であります。お聞きした状況では感染の危険性は無いと判断いたしますが、状況によっては接種が可能な場合もありますので咬傷の状況をお聞かせください。</p> <p>⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p>
2	<p>ワクチン接種の必要性</p> <p>(1) 県民等からのワクチン接種の問い合わせ</p> <p>(2) その他の動物との接触事例</p>	<p>答) 現在、ヒト用狂犬病ワクチンは極めて不足しております。発生地区等において犬に咬まれたヒトに対してのみ優先的にワクチン接種を実施しております。</p> <p>また、医療機関においても保管等在庫はありませんのでご注意ください。</p> <p>答) 現在、ヒト用ワクチンが不足状態であります。狂犬病は咬傷などを受けることにより、感染することから、お聞きした動物との接触内容では感染の危険性はありませぬ。</p>

<p>飼い犬関係</p>	
<p>1 犬のワクチン接種及び検診 (1) 飼い犬の狂犬病予防接種の希望等 ① 発生地区 ② 発生地区外 (2) 飼い犬の狂犬病ワクチン接種及び登録の有無 (3) 飼い犬の狂犬病ワクチン接種の必要性 (4) 発生地区での個別予防注射及び狂犬病検診の問い合わせ</p>	<p>答) まもなく個別の狂犬病予防注射が実施されますが、最寄りの開業動物病院においてもワクチン接種が可能ですのでどちらかで必ず実施してください。また、狂犬病まん延防止の観点から未注射犬の把握も必要であることから住所・氏名・電話番号をお聞かせください。 (3) も参照 ⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p> <p>答) 最寄りの開業動物病院にてワクチン接種が可能ですのでお問い合わせください。また、狂犬病まん延防止の観点から必ず予防注射を実施するとともに未注射犬の把握も必要であることから住所・氏名・電話番号をお聞かせください。 ⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p> <p>答) 当該業務は市町村が担当しておりますのでお問い合わせください。</p> <p>答) 狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、まん延の原因となる動物は限られており、犬が主なまん延源となっています。従って、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができ、飼い犬への狂犬病予防注射を義務づけています。(飼い主の場合は連絡先聴取)</p> <p>答) 別添計画表にて実施予定でありますので未接種の場合は必ず受けてください。また、受けられない場合は最寄りの保健所又は動物病院にお問い合わせください。</p>

<p>2 野犬等による飼い犬の咬傷受傷事例 (1) 狂犬病発生地区での飼い犬の咬傷受傷事例 (ワクチン未接種犬)</p> <p>(2) 狂犬病発生地区での飼い犬の咬傷受傷事例 (ワクチン接種犬)</p> <p>(3) 狂犬病発生地区外での飼い犬の咬傷受傷事例 (ワクチン未接種犬)</p> <p>(4) 狂犬病発生地区外での飼い犬の咬傷受傷事例 (ワクチン接種犬)</p>	<p>答) 今後も飼育継続をする場合は咬傷後の獣医師による検診及び隔離が必要であるとともに予防注射の必要性があるので最寄りの開業動物病院にお問い合わせください。また、疫学的情報の観点から咬傷を受けた状況をお聞かせください。 ⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p> <p>答) ワクチン接種をしており狂犬病感染の心配はありませんが、念のために経過観察を2～3週を実施するとともに攻撃性や元気消失等所見がある場合は、再び連絡をお願いします。また、疫学的情報の観点から咬傷を受けた状況をお聞かせください。 ⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p> <p>答) 発生地区から離れており、狂犬病感染の可能性は小さいのですが、念のために経過観察を2～3週を実施するとともに攻撃性や元気消失等所見がある場合は、再び連絡をお願いします。また、予防注射を必ず実施するとともに疫学的情報の観点から咬傷を受けた状況をお聞かせください。 ⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p> <p>答) ワクチン接種を実施しており狂犬病感染の心配はありませんが、念のために経過観察を2～3週を実施するとともに攻撃性や元気消失等所見がある場合は、再び連絡をお願いします。また、疫学的情報の観点から咬傷を受けた状況をお聞かせください。 ⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p>
<p>3 飼い犬がヒトを咬んだがどうればよいか？</p>	<p>答) ヒトを咬んだ場合届出義務があります。至急、徳島保健所及び吉野川保健所管内の方は動物愛護管理センターへ、それ以外の方は最寄りの保健所へ連絡をお願いします。</p>

4	飼い犬を引取ってほしい	答) 生涯飼育することが飼い主の責務であり、混乱した状況でもあることから継続した飼育をお願いします。やむを得ない場合は、徳島保健所及び吉野川保健所管内の方は動物愛護管理センターへ、それ以外の方は最寄りの保健所へ連絡をお願いします。
5	飼い犬の対策は？	答) 発生地域内の犬に対して、けい留（繋いで飼うこと）の命令等が出されます。その他、狂犬病のまん延を防止するための犬の一斉検診や狂犬病予防注射、犬の移動の制限、交通の遮断等の措置が必要に応じて講じられます。
6	飼い犬の移動（引っ越し）は可能ですか？ ① 発生地区（移動制限実施） ② 発生地区（移動制限前） ③ 発生地区外	答) 発生地区は狂犬病予防法により移動制限がでておりますので困難です。 答) 発生地区は狂犬病予防法により移動制限がでる可能性がありますので、徳島保健所及び吉野川保健所管内の方は動物愛護管理センターへ、それ以外の方は最寄りの保健所へ相談をお願いします。 答) 法律上移動は可能ですが、必ず予防注射を実施してから移動してください。
7	近所の犬が放し飼いである、心配ないのか。	答) 至急、徳島保健所及び吉野川保健所管内の方は動物愛護管理センターへ、それ以外の方は最寄りの保健所へ連絡をお願いします。
8	近所に犬の多頭飼育があるが予防注射をしていない。心配ないのか。	答) 指導が必要ですので徳島保健所及び吉野川保健所管内の方は動物愛護管理センターへ、それ以外の方は最寄りの保健所へ連絡をお願いします。

野犬関係

1	野犬がいるので捕獲してほしい。 ① 発生地域 ② 発生地域外	答) 至急、徳島保健所及び吉野川保健所管内の方は動物愛護管理センターへ、それ以外の方は最寄りの保健所へ連絡をお願いします。 答) 徳島保健所及び吉野川保健所管内の方は動物愛護管理センターへ、それ以外の方は最寄りの保健所へ連絡をお願いします。しかしながら、現在発生地域を中心に集中的に野犬の収容を実施しており、十分な対応が実施できない場合もありますのでご容赦ください。
---	------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2	野犬の狂犬病が心配だが、その対策は？	答) 狂犬病まん延防止の観点から発生地域の徘徊犬について集中的に監視及び収容を実施しております。
その他のペット動物（野生鳥獣を除く）関係		
1	猫の狂犬病は心配ないのか？	答) 狂犬病は咬傷などを受けることにより、感染することから、たとえ野良猫が感染をしても、むやみに近づかなければ直接ヒトに危害を加える心配はありません。
2	野良猫の狂犬病が心配であるので捕獲してほしい。	答) ねこの捕獲は実施しておりません。現在犬は狂犬病まん延防止の観点から発生地域を中心に捕獲を実施しております。
3	捨て猫を収容してほしい。	答) 徳島保健所及び吉野川保健所管内の方は動物愛護管理センターへ、それ以外の方は最寄りの保健所へ連絡をお願いします。
4	飼い猫の狂犬病が心配であり、その対策は？	答) 室内飼育を実施すれば問題ありません。室内でも上下運動できる場所を確保すれば十分慣れます。
5	ペット動物が犬に咬まれた、どうすればよいか？	答) 継続飼養をする場合は、最寄りの開業動物病院にて治療を行うとともに狂犬病の検診を実施してください。また、疫学的情報の観点から咬傷を受けた状況をお聞かせください。 ⇒別紙・聞き取り調査票に記載
	① 発生地区	
6	キジ、アヒル、ハムスター等犬ねこ以外のペット動物の飼い主からの引取り要請	答) 徳島県では引取りを実施しておりません。生涯飼育することが飼い主の責務であり、混乱した状況でもあることから必ず継続した飼育をお願いします。
	② 発生地区外	
7	捨てられた犬ねこ以外のペット動物の保護要請	答) 動物愛護管理センター又は最寄りの保健所に持ち込んでください。不可能な場合は、どちらかに相談をお願いします。

8	死亡した犬ねこ等ペット動物の措置の問い合わせ	<p>答) 死亡した犬ねこの措置は各市町村に問い合わせてください。なお、発生地区の場合は、狂犬病の疫学的情報の観点から咬傷を受けた状況をお聞かせください。</p> <p>⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p>
---	------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

野生鳥獣関係

1	イタチ等野生動物がいる（死んでいる） 狂犬病は心配ないのか？	<p>答) 狂犬病は咬傷を受けることにより、感染することから、たとえイタチなど野生動物が感染をしてもむやみに近づかなければ感染の心配はありません。但し、死亡した動物を収容する場合はゴム手袋等を使用してください。</p>
2	<p>野生動物が死んでいるので収容してほしい。</p> <p>① 発生地区</p> <p>② 発生地区外</p>	<p>答) 徳島県では収容を実施しておりませんが、狂犬病の疫学的情報の観点から咬傷を受けた状況をお聞かせください。</p> <p>⇒別紙・聞き取り調査票に記載</p> <p>答) 徳島県では収容を実施していません。基本的に処分は管理者責任となりますので施設管理者に連絡するか、管理者の場合は、自ら収容してください。</p> <p>収容後の措置は市町村の廃棄物担当にご相談してください。但し、死亡した動物を収容する場合はゴム手袋等を使用してください。</p>

畜産動物関係

